



中橋 友子 議員
(副議長)



今年6月地方自治法が改正され、これまでなかった「指示権」を明記し、国が地方自治体に対して必要な指示を行うことができるようにした。大規模災害、感染症、その他「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」に対応するためであるとしているが、法改正に至る過程で「その他」には「武力攻撃」の想定があったことが明らかにされている。国と地方自治体は「対等・協力」が原則であり、「地方分権一括法」で明確化されている。また、町内会などの住民自治組織に対し、行政の業務を担わせる「指定地域共同活動団体」制度も規定した。地方自治と住民組織に補充的な指示として国の関与が強化されることは看過できず、町の見解を伺う。

町長

今回の改正は、①地方公共団体の現場の意見などを確実に聞き、実情を適切に踏まえた運用となること、②これまで歩んできた地方

問 地方分権の流れに逆行する地方自治法の改正について

答 万が一に備えて規定を設けたとしか解釈のしようがないものと認識している

分権の推進を損なうことなく地方公共団体への国の関与は必要最小限のものであること、③国と普通地方公共団体との関係等の限定的な特例となるものであると受け止めている。さらには、この改正は立法の必要性を裏付けする事実が極めて乏しいため、万が一に備えて規定を設けたとしか解釈のしようがないものと認識している。

今回新たに設けられた「指定地域共同活動団体」制度は、地域の多様な主体の連携と協働を推進し、自治体が担ってきた住民生活に関わる公共サービス等を地域の特定団体に委ねていくという制度であり、具体的には各自治体が条例で定めるものとされている。

法律上、指定地域共同活動団体は、地縁による団体や当該団体を主たる構成員とする団体と規定しており、地方制度調査会の「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度の在り方に関する答申」の中で、コミュニティ組織、NPO、企業といった地域社会の多様な主

体が連携・協働し、サービスの提供や課題解決の担い手としてより一層、主体的に関わっていく環境を整備することが必要であるとされている。

制定に至った経緯や制度の趣旨については理解するところであるが、本町においては、既にこれまでに推進してきた協働のまちづくりがこの度、制度化されたものにほかならないと捉えているので、引き続き、町民の皆さんのご協力をいただきながら、協働のまちづくりを進めていきたい。

問 少子化対策について

答 産み育てやすい環境づくりを引き続き進めていく



長期の経済低迷は少子化を招いてきた。若者が安心して子どもを産み育てる環境づくりが急がれる。町の将来の出生率目標は1・55だが届いていない。

- (1) 2023年の出生率と推移
- (2) 少子化を加速させないための

- 2030年までの取組
- (3) 2026年度からすべての自治体で実施とされている「こども誰でも通園制度」は責任ある保育とは言えないがどうか。

町長

- (1) 本町の合計特殊出生率は、5年間ごとに公表される国の人口動態統計によると、平成20年から24年の5年間で1・46、25年から29年が1・41、30年から令和4年が1・46となっている。
- (2) 妊娠から出産、子育て期を通じて寄り添いながら、子育て支援に関する施策を実施している。

不妊・不育治療の助成や、子ども医療費の助成など経済的負担を軽減するとともに、子育て世帯の困りごとに適切に対応できる相談体制の充実などを通じて、産み育てやすい環境づくりを引き続き進めていく。

- (3) こども誰でも通園制度は不定期な通園が見込まれ、子どもにも負担を与えることが考えられる。また、受け皿となる保育所等に新たな役割と責任が加わるため、保育現場の負担増や人員不足といった問題が考えられる。

町としては、保育の質が確保されるかという観点を持ちながら、今後の国の動向を注視していく。